【別紙・料金表】

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険（１割負担）を適用する場合）について

① 身体介護が中心である場合

20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	所要時間 1 時間以上の場合
163 単位	244 単位	387 単位	57 単位（30 分増すごとに 82 単位加算）

② 生活援助が中心の場合

20 分以上 45 分未満	45 分以上
179 単位	220 単位

※早朝（午前６時～８時）・夜間（午後６時～１０時）は２５%加算

※上記表の料金設定の基本となる時間は、実際の提供時間ではなく利用者の方の居宅サービス計画（ケアプラン）に定めた目安の時間を基準とします。

	加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
要介護度による区分なし。	特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の(Ⅰ)20/100に相当する単位	左記の1割	1 回当たり
	緊急時訪問介護加算	1000 円	左記の1割	1 回の要請に対して 1 回
	初回加算	2000 円	左記の1割	初回のみ
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	所定単位数の287/1000	左記の1割	
	中山間地域等提供加算	所定単位数の5/100	左記の1割	諏訪市（後山、湖南）下諏訪町、茅野市（米沢、豊平、泉野、金沢、湖東、北山）

※やむを得ない事情で、且つ利用者の方の同意を得て２人で訪問した場合は、２人分の料金となります。

※ 地域区分別(その他)の単価を含んでいます。

※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。